

# 金銭消費貸借基本契約書の「債権者の本社 または営業店所在地を管轄する裁判所を 合意管轄裁判所とする」との条項に基づいて 提起された過払金返還請求訴訟について、同条項が 無効であるとして消費者金融業者がした管轄違いを 理由とする移送申立が棄却された事例

東京高裁平成22年1月26日決定—抗告棄却、確定  
(東京高裁平21(ラ)第2141号、移送申立却下決定に対する抗告事件)  
判タ1319号270頁

畑 宏 樹

## [決定のポイント]

消費者金融業者が統一的に使用する金銭消費貸借基本契約書に定められた管轄合意条項が有効であると判断された事例。

## [事 案]

本件の基本事件は、大手消費者金融業者Y（本店所在地：京都市）から金銭を借り入れていたX（東京都特別区内在住）をはじめとする全国各地に居住する原告30名が、Yからの借入れ及びこれに対する返済の取引について、利息制限法所定の制限利息に引き直して元利充当計算するといずれも過払金が発生しており、Yは民法704条にいう悪意の受益者であるとして、各過払金とこれに対する法定利息の支払いを求める不当利得返還請求訴訟を提起したものである。

XらがYとの間で金銭消費貸借契約を締結した当時において、Yが統一的に用いていた金銭消費貸借基本契約書等には「債権者〔報告者注・Y〕の本社または営業店所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする」との契約条項（本件管轄合意条項）が存していたことから、Xらは共同原告となってYを被告とする本件基本事件を東京地方裁判所に併合提起した。なお、Yの登記された営業店は、Xの居住する東京都特別区内に加えX以外の原告らが居住する各都市にも存在している。また、Xの請求額は140万円に満たないが、Xらの請求額の合計は2,000万円を超えている。

これに対し、Yは、管轄違い（土地管轄または事物管轄）を理由としてXらの住所地を管轄する各地方裁判所または簡易裁判所への移送（民訴16条1項）を申し立てた。原審は、本件管轄合意条項の存在を認め、XらとYとの間で東京地方裁判所または東京簡易裁判所を管轄裁判所とする合意が成立したものと認められるから東京地方裁判所に土地管轄があり、また、Xらの請求額

を合算すると地方裁判所に事物管轄が認められるとして、Yの移送申立てには理由がないとして却下した。本件管轄合意条項は無効であるとして、Y抗告。

### [決定要旨]

本件管轄合意条項に基づいて、Xら全員につき東京都の特別区の存する区域を管轄する裁判所に土地管轄を認めたいうえで、

「抗告人〔報告者注・Y〕は、相手方ら〔報告者注：Xら〕との取引に係る基本契約書の契約条項に本件管轄合意条項を規定しているところ、これによれば、東京都の特別区以外に居住し、東京都内営業店以外の営業店と取引をしているXらについても、原決定説示のとおり東京都の特別区の存する区域を管轄する裁判所に管轄が認められることになる。

これに対し、Yは、本件管轄合意条項は無効であると主張するが、Yが自ら定めて取引のXをして合意させた本件管轄合意条項が無効であると主張することは禁反言の原則に反し許されないというべきであるし、本件管轄合意条項は、必ずしも契約当事者の一方（特にY）のみを利するものではない（条項作成者であるYにおいてのみ、訴訟を提起する裁判所に任意に選択し得るとするような恣意的な規定ではない。）から、当然に無効とするまでのことはなく、本件管轄合意条項の恣意的な運用による訴訟提起については、民事訴訟法17条による移送により十分に対応することができるものであり、基本事件のような共同訴訟については、共通の審理により、費用・時間・労力等の節減が図られる可能性があるとして認められるところ、この利点は、Yにおいても認められるところである。」

また、事物管轄について、

「併合請求の場合の訴訟の目的の価額の算定は、各請求の価額を合算するので、基本事件の訴訟の目的の価額は140万円を超え、東京地方裁判所に事物管轄が認められる。」

### [先例・学説]

民訴法11条は、専属管轄の定めがある場合を除き、第一審の土地管轄および事物管轄に限り、当事者の合意に基づく管轄を認めている。このような当事者の合意に基づく管轄を合意管轄という。法定管轄以外にもこのような合意管轄を法が許容するのは、元来、法定管轄の定めは、裁判事務の公平な分担ないし審理の便宜等という公益上の要請から定められたものではあるが、他方で、訴訟追行の便宜ないし当事者の利害調整といった当事者の利益をもあわせて考慮に入れているものであることから、合意により両当事者にとって好都合な裁判所を選択することを強いて排斥するまでもないとの理由に基づく<sup>(1)</sup>。この管轄の合意は、管轄裁判所を特定するものでなければならぬとされるところ、すべての裁判所を管轄裁判所とする旨の合意や、基本契約の債権者が任意に選択する裁判所に管轄を認めるという趣旨の合意については、その効力をいかに解すべきかという問題が生じる。

## 一 先例

この問題をめぐる本決定以前の裁判例として、[1] 横浜地決平15・7・7判時1841号120頁、判タ1140号274頁は、全国50箇所の本支店を有する債権者（商工ローン）が、「債権者の本支店を管轄する裁判所を管轄裁判所とする」旨の合意管轄条項を定型契約書に記載しているのは、債権者の選択する裁判所に管轄を認めるという合意と同じであり、一般的に被告たる債務者から実質的な防御の機会を一方的に奪うものであり無効と解すべき、との判示をしている（無効説）。同じく無効説の立場に立つ裁判例として、[2] 東京地決平15・12・5判タ1144号283頁においても、「債権者の本社または債権者の選択する裁判所」を管轄裁判所とする旨の合意管轄条項の有効性につき、傍点部分の合意は、債権者において訴訟を提起する裁判所を一方的に任意に選択しうる趣旨のものであって、このような恣意的な規定は、一般的に相手方の実質的な防御の機会を一方的に奪うものであって無効と解すべき、との判示がなされている。

これに対し、[3] 福岡高決平6・7・4判タ865号261頁は、リース契約約款中の「この契約について紛争が生じた場合には、原告〔報告者注・債権者〕会社の本社、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることを同意する」旨の合意管轄条項について、紛争を生じた契約の締結を担当した本社、支店または営業所の所在地の裁判所を管轄裁判所とする趣旨の合意であると解して、一定の限定を付して合意自体は有効との判断を下している（限定有効説）。

なお、[4] 東京高決平16・2・3判タ1152号283頁（[2] 事件の控訴審）のように、無効説・限定有効説のいずれの立場に立つのが必ずしも判然としない<sup>(2)</sup>裁判例も存在する。

## 二 学説

他方、この問題に関する学説上の議論としては、すべての裁判所を管轄裁判所とする旨の管轄の合意は、被告の裁判管轄に関する権利ないし利益を不当に奪うことになりかねないことから、無効と解するのが伝統的に多数であるといえる<sup>(3)</sup>。また、基本契約の債権者が任意に選択する裁判所に管轄を認めるという趣旨の管轄の合意については、これを直接言及した文献は管見の限りほとんど見られないが、すべての裁判所を管轄裁判所とする旨の合意も当事者が任意に管轄裁判所を選択しうるものであるととらえると、先の問題と同様に、被告の権利を不当に害し、当事者間の衡平を害することになることを理由に同じく無効と考えることができよう。

このような多数説の考え方に対し、公序に反するか否かは具体的場合により（例えば、全国に支店をもつ大企業が消費者に対しすべての裁判所での提訴権を認める場合などは、合意を適法と解してよい）、合意を有効として裁量移送に委ねうるケースもあり、一概に無効と考えるべきではない、とする見解（有効説）も有力に唱えられている<sup>(4)</sup>。

[評 論]

一 本決定の意義

従来、基本契約書や約款で定められた管轄合意条項については、当該条項を定めた事業者（基本契約の債権者）によって、消費者や零細企業に代表される相手方にかかる条項の「押し付け」が事実上なされる結果となることから、その有効性についてはこれを制限的に解しようとする傾向が一般的であったといえる。しかしながら、利息制限法に定められた制限利息への引直し・元利充当計算をすることによって、すでに元本債権については完済であったりあるいは過払金が発生しているといった状況が生じるにつれ、債務者が消費者金融業者を相手取って、債務不存在確認の訴えや過払金の返還請求訴訟が全国的にも多発するようになった。

このように、管轄合意条項が定められる際に想定されていたであろう当事者の立場（原告・被告）が逆転するような紛争形態（上記学説のうち有効説が、かっこ書きにおいて指摘していた例にあたろう）においては、債権者側が用意した彼にとって有利な内容と思われる管轄合意条項を、いわば債務者の側で「逆手にとる」形で提訴に至ることが考えられ、従来論じられてきた管轄合意条項の有効性の議論とは異なる思考が必要となる。本決定は、かかる事例において、管轄合意条項の内容を当然に無効とはせず有効と判断した点において、理論的にも実務的にも興味深い裁判例といえよう。

二 本決定の評価

全国各地に所在するXら30名が共同原告となって消費者金融業者Yを相手取って過払金返還請求訴訟を提起するにあたり、同種の紛争につき事実上の統一的審判を求めるべく管轄（土地管轄）の集中を図る手法として、金銭消費貸借基本契約書中の管轄合意条項に依拠してこれを認めた本決定の結論自体は、上記学説の有効説にも通じる判断といえ、大いに是認しうるところである。

かかる結論を導き出すための理由として、本決定はまず、①Yが自ら定めてXらに合意させた本件管轄合意条項が無効であると主張することは禁反言の原則に反し許されない、と判示している。ここにいう、「禁反言の原則」が、実体法上の信義則（民1条2項）に基づくものか訴訟法上の信義則（民訴2条）に基づくものかは定かではないが、いずれにせよこの判断自体は妥当なものと評価できる。

三 本決定の射程範囲

さらに本決定は、②本件管轄合意条項は、必ずしも契約当事者の一方（特にY）のみを利するものではないから当然に無効とするまでのことはない、と判示する。これは、本件管轄合意条項が、「債権者の本社または営業店所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする」と定められていたに過ぎなかったためであり、同様の合意管轄条項を定めていた[1]事件については、本

決定の判断を前提とすると当然には無効とはならないことになる。他方で、[2]事件における合意管轄条項は、債権者にのみ管轄裁判所の選択権を認める趣旨のものであることから、本決定の判断を前提としてもやはり無効と解される余地がある。このように、本決定に従うと、有効と判断される管轄合意条項は、契約の両当事者に選択権が委ねられているような合意文言が含まれている場合だけ、ということになりそうである。

しかしながら、本決定はさらに続けて、③本件管轄合意条項の恣意的な運用による訴訟提起については裁量移送（民訴17条）で十分対応できる、とすることから、[2]事件における合意管轄条項であっても、この判断を前提とするならば、あえてその効力を無効とするのではなく、有効としたうえで不都合が生じるようであれば裁量移送（現行民訴法の下では、管轄の合意が専属的合意の場合であっても、民訴17条による裁量移送が可能である（民訴20条1項かっこ書き）。なお、管轄合意条項により受訴裁判所に管轄が認められる場合において、裁量移送が認められた例として、東京地決平15・12・18判タ1144号283頁などがある）によって対処すれば足りると考えているのであろうか。仮に、この判示部分をこのように理解することができるのであれば、これまで問題とされてきた管轄合意条項は多くの場合において有効と判断されることになりかねず<sup>5)</sup>、本決定の射程範囲も相当に広いということになる。もっとも、この点については、本件の判示からは必ずしも明らかではなく今後の裁判例の動向を注視すべきであろう。

#### 四 法定管轄の存否に関する判断の要否

上述のように本決定においては、本件管轄合意条項の効力を有効と判断したのみならず、Xらの法定管轄の存否についてもあわせて判断されている。本件合意管轄条項に基づき東京地方裁判所に管轄が認められるのであれば、この判示部分の意味はどこにあるのであろうか。

まず、Xについて検討すると、過払金の返還請求事件は「財産権上の訴え」ということができ「義務履行地」にも特別裁判籍が認められる（民訴5条1号）ところ、持参債務の原則（民484条参照）に従うと、Xの居住する東京都特別区を管轄する東京の裁判所に土地管轄が認められることから、少なくともXについては、土地管轄に関する限り法定管轄が認められるので、Yの主張する管轄違いを理由とする移送申立ては、本件合意管轄条項の有効性にかかわらず認められないことになる。その意味では、Xの法定の土地管轄に関する判示部分は蛇足とも思われる。

しかしながら、Xを除くその余の29名の共同原告については、民訴38条後段所定の通常共同訴訟に該当するものと考えられることから、併合請求における関連裁判籍は認められず（民訴7条但書き）、Yの管轄違いの主張は、法定管轄の不存在を理由として認められる可能性があるだろう。Xを除くその余の共同原告について東京の裁判所における土地管轄が否定される結果、民訴9条の適用対象とならないXについても、Xの訴額が140万円に満たないがために、東京地方裁判所における事物管轄も否定されることになるといえる<sup>6)</sup>。

通常共同訴訟による審理の事実上の統一というメリットを生かすべく土地管轄の集中を図るためには、やはり本件管轄条項が有効であるとする必要があり、その前提として法定の土地管轄・事物管轄が存在しない旨を確認しておく必要があったものと思われる。

## 五 残された問題

本決定の登場により、今後は事業者の側で一方向的に定めた管轄合意条項であっても、その効力についてはこれを有効と解することのできる条項文言が多くなるものと予想される。そうだとすると、本件のような共同提訴を必要としたといった特別の事情がない限り、法定管轄の存在の有無を判断するまでもなく、当然に管轄合意条項に定められた地を管轄する裁判所に土地管轄が認められることになる。仮に、そのような理解があてはまるとするならば、この理をさらに押し進めて、本件のような原・被告逆転型の紛争類型においても、「事業者の本店または営業店」が存在する限りは債務者の居住地にかかわらず、債務者の側において任意に管轄裁判所を選択できることになる（原告となる債務者にとってそのような行動をとるインセンティブはないかもしれないが）。また、訴額にかかわらず事物管轄を任意に選択することも、同様に可能となる。このような場合にも、審理の便宜・効率性や相手方当事者との衡平の見地から不相当な管轄裁判所が選択されたと裁判所が判断すれば、裁量移送によって対処することは可能である。

このように考えてくると、今後の展望としては、管轄合意条項の有効性の問題は論ずる実益をほとんど失ったといえる反面、裁量移送がどのような場合に認められることになるのかの分析・検討がより一層求められることになるものと思われる。

以 上

### [追記]

本稿は共同研究報告当時のレジュメであり、研究会において参加の諸先生方から頂いたご指摘等を踏まえリライトしたのものとしては、拙稿・私法判例リマークス42号98頁以下（2011）を参照されたい。

- (1) 小室直人ほか編『基本法コンメンタール民事訴訟法1〔第3版〕』57頁〔飯塚重男＝原強〕〈日本評論社、2008年〉など
- (2) 石田秀博「最新重要判例解説」受験新報646号21頁〈2004年〉の分析による。
- (3) 伊藤真『民事訴訟法〔第3版4訂版〕』57頁〈2010年〉、新堂幸司『新民事訴訟法〔第4版〕』111頁〈2008年〉、中野貞一郎ほか編『新民事訴訟法講義〔第2版補訂2版〕』78頁〔長谷部由起子〕〈2008年〉、上田徹一郎『民事訴訟法〔第6版〕』63頁〈2009年〉、松本博之＝上野泰男『民事訴訟法〔第6版〕』264頁〔松本〕〈2010年〉、石田・前掲21頁など参照。
- (4) 秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法I〔第2版〕』177頁〈日本評論社、2006年〉参照。
- (5) ひいては管轄合意条項をめぐるこれまで議論されてきた多くの論点は、論ずる実益を失うことにもなる。
- (6) もっとも、事物管轄は厳格な管轄区分ではないことから、東京地方裁判所での自庁処理（民訴16条2項）が認められる余地はある。